

奈良県告示第八十五号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
県営ため池整備事業	平成二十一年八月六日	下ノ池・桐が池地区	平成二十一年度から平成二十五年度まで	平成二十六年三月三十一日